

# 広島市地域生活支援拠点等

- 1 地域生活支援拠点等とは
- 2 広島市の概要
- 3 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要
- 4 機能の内容と具体的な状況
- 5 申込・登録状況
- 6 登録者の状況
- 7 地域生活支援拠点等における支援の事例と取組
- 8 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針



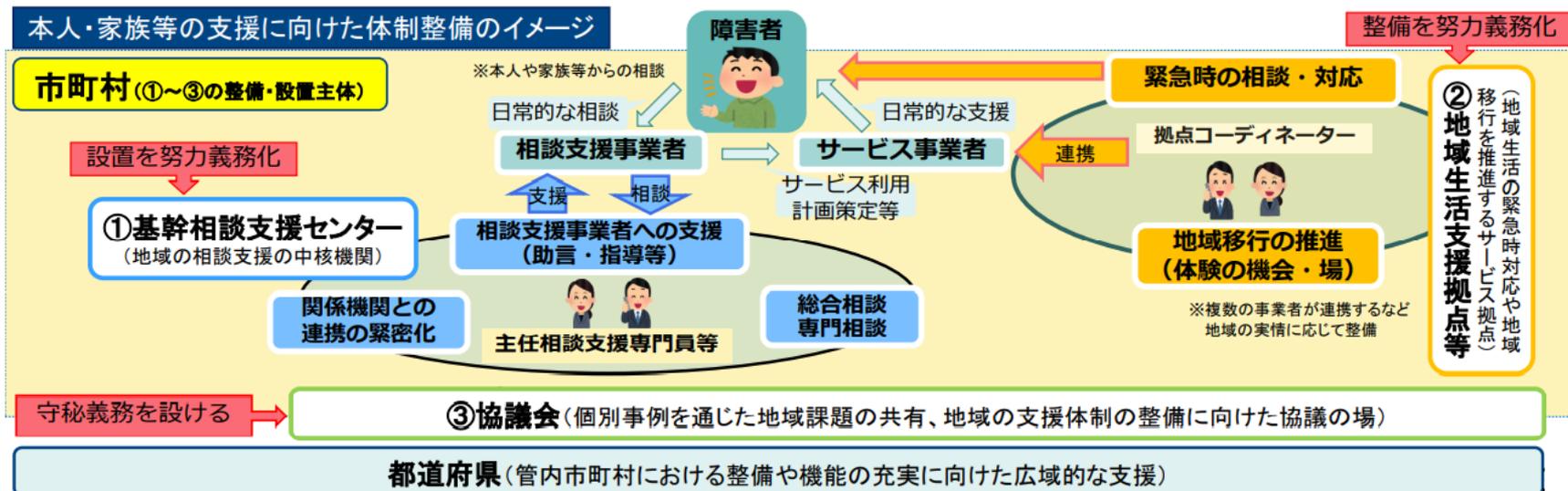
広島市健康福祉局障害福祉部障害自立支援課  
(令和8年2月)

# 1 地域生活支援拠点等とは

- 地域生活支援拠点等とは、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関が、相互の有機的な連携の下で地域生活障害者等に対する支援の実施を目的とする体制。地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担う。
- 障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や介護を行う者の障害、疾病等のため、介護を行う者による支援が見込めない事態等（緊急事態）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うもの。

## 法改正後に示された、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等、協議会の連携の概念図

令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられた。市町村の地域生活支援体制整備の要として、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会が示され、地域生活支援拠点等の連携の要として、拠点コーディネーターの配置が強調された。



## 2 広島市の概要（令和7年12月末現在）

### 区別の障害者数

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数

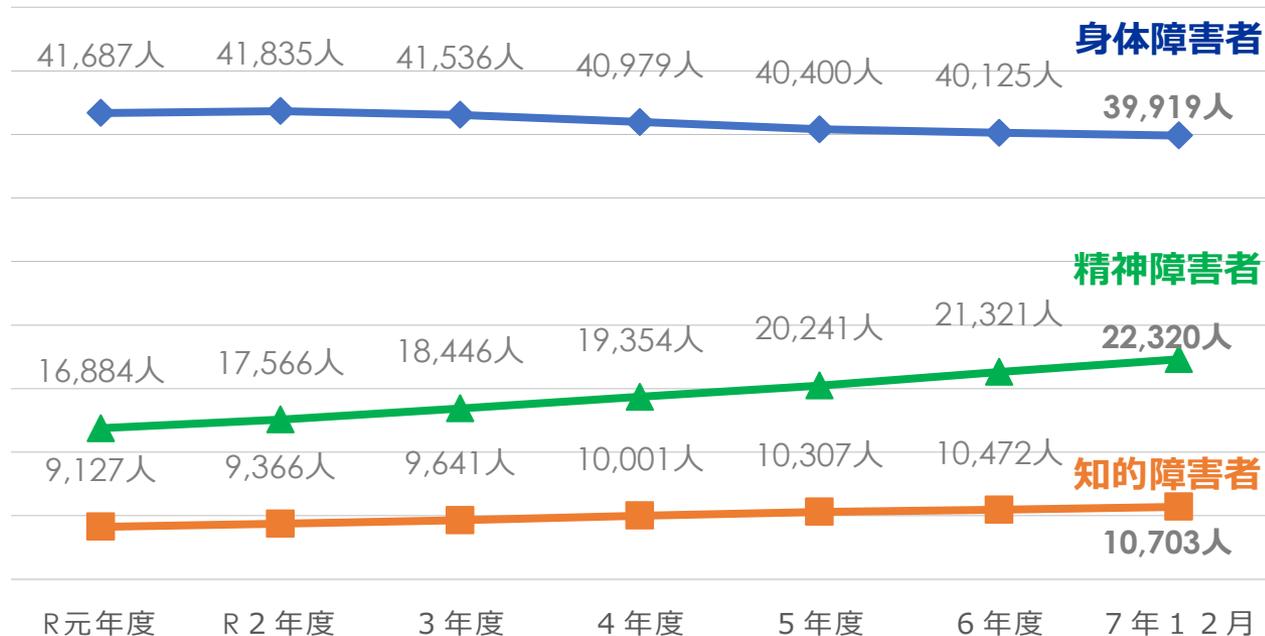
総人口1,173,406人

区分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	全市	人口比
身体	4,905	4,336	4,898	5,918	6,965	5,683	2,640	4,574	<b>39,919</b>	3.40%
療育	1,106	1,142	1,328	1,565	2,080	1,539	719	1,224	<b>10,703</b>	0.91%
精神	2,833	2,279	2,700	4,049	4,027	2,620	1,471	2,341	<b>22,320</b>	1.90%

### 障害者数の推移

各年度末

6年度末との比較



206人減

999人増

231人増

## 3 地域生活支援拠点等の整備プロセス、整備類型、概要

### 整備のプロセス

- 平成27年度、国の基本方針を受けて検討を開始
- 自立支援協議会の相談部会で地域生活支援拠点等の方向性を明確化
- 第5期広島市障害者福祉計画（平成30年度～令和2年度）の目標により、平成30年3月から各区障害者基幹相談支援センター（以下「基幹センター」という。）に地域体制整備コーディネーターの配置を開始し、令和5年12月に全区に配置完了

### 整備類型

- 面的整備型（地域体制整備コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を中核とし、専門機関が連携を図る面的整備）

### 概要

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する
- 基幹センターに配置されたコーディネーターが、基幹センター職員と一体となって業務を行う
- 現状の社会資源や制度を活用しながら、「相談」、「緊急事態の受け入れ・対応」、「地域の体制づくり」の3機能の整備に主に取り組む
- 緊急時の受け入れは、原則事前登録制とし、緊急時の受け入れ・対応体制の整備を行う

## 4 機能の内容と具体的な状況

- ・ 地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、**居住支援のための機能をもつ場所や体制**
- ・ 居住支援のための主な機能は、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」であり、これらを効果的に実施するために「地域の体制づくり」を行う

### 相談

#### （機能の内容）

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

### 緊急時の受け入れ・対応

#### （機能の内容）

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

### 体験の機会・場の提供

#### （機能の内容）

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行支援や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む）

### 専門的人材の確保・養成

#### （機能の内容）

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

### 地域の体制づくり

#### （機能の内容）

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

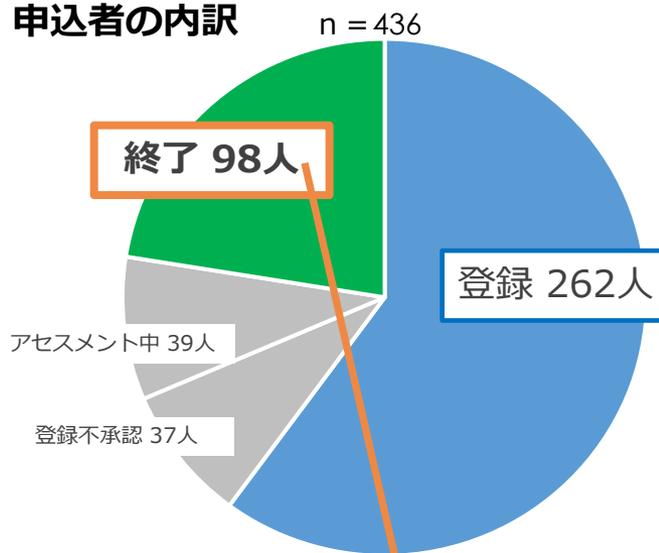
# 5 申込・登録状況 (令和7年12月末時点)

区	事業開始	申込者	登録
中区	R2.10	71	58
東区	R5.7	13	9
南区	R4.7	31	17
西区	H30.3	83	48
安佐南区	R5.12	21	13
安佐北区	R3.7	67	31
安芸区	R1.10	80	52
佐伯区	R2.10	70	34
計		436	262

(令和6年12月末) 238人

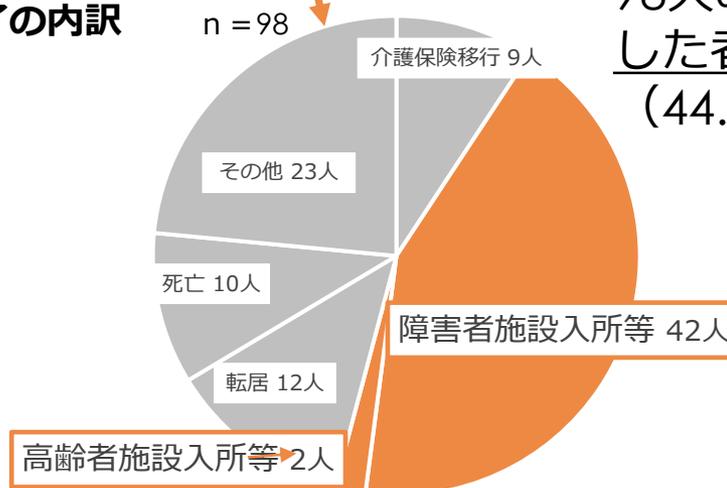
※申込者は、業務開始から現在までの総申込者数

申込者の内訳



申込者436人のうち登録は262人 (60.1%)

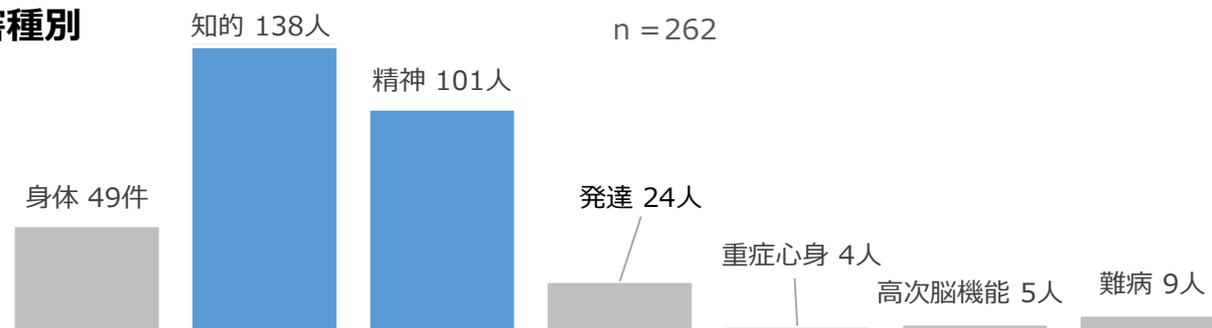
終了の内訳



支援が終了した98人のうち入所した者は44人 (44.9%)

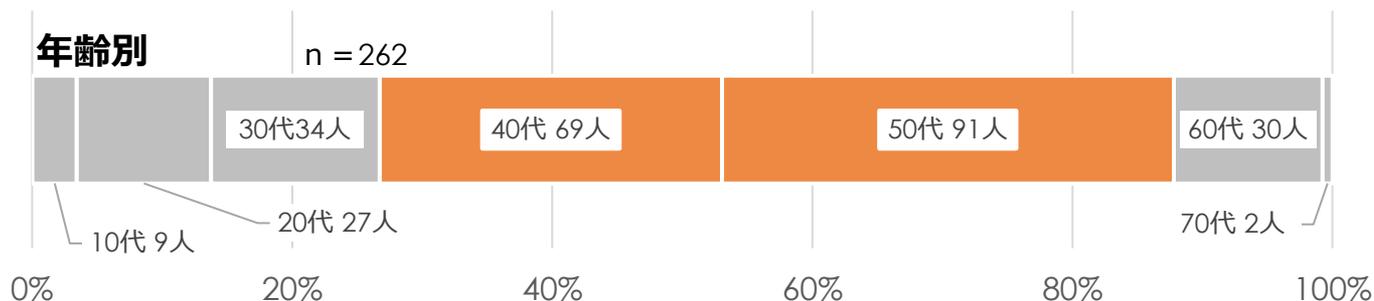
## 6 登録者の状況 (令和7年12月末時点)

### 障害種別



登録者262人のうち、知的が138人 (52.7%)、精神が101人 (38.5%)

### 年齢別



登録者262人のうち、40代と50代が160人 (61.1%)

### 世帯状況



登録者262人のうち、同居が193人 (73.7%)

## 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（中区）

### ①相談、緊急時の受け入れ・対応

#### 現状

- ・緊急時にショートステイ利用が必要な方の場合、事前に見学・契約・体験を実施している。
- ・基幹の受託法人がショートステイを実施しているため、緊急時の受入を依頼しやすく、実際に何度か利用した。

#### 取組

- ・親亡き後に福祉サービスを受けて在宅生活の継続を希望される方には、親のいる時から第三者の支援を受けることを経験してもらうため、家事援助の利用を想定し、障害支援区分の申請を進めている。
- ・一般就労の人や医療・福祉サービス未利用の人には、定期的な訪問を行い関係性を築きながら、緊急時の対応プランの内容充実を図っている。
- ・日中の通所先や社会参加の場のない方に、社会参加の場を提供している。「音楽を楽しむ集い」を毎月開催している。
- ・緊急時の連絡や駆け付け、玄関の鍵開錠を心配する人に対して、キーボックスや警備会社、あんしん電話や救急隊への伝言掲示等、その人に応じた方法を提案している。
- ・希望者に対して民生委員や成年後見制度へのつなぎを行っている。

#### 主な事例

- ・難病者。食事他日常生活に多大な配慮が必要なため、母親が全面的に世話をしている。母親が体調を崩したことを機に、将来に備えて障害支援区分申請を行い、いつでも居宅介護が受けられる状態にした。

- ・視覚障害者。トイレの内鍵をかけてしまい室内に入れなくなった緊急時、母親を介して民生委員に連絡が入り、民生委員が駆け付け難を逃れることができた。
- ・ヘルパー訪問時に本人がケガをしていると事業所に連絡があり、親族、基幹、事業所が夜間に自宅へ駆け付け、状況を確認し救急要請したが、搬送先が見つかるまで1時間以上かかった。ケガの治療が済み、精神科に転院した際に、薬を誤って大量に服用し転倒したことが負傷の原因だと判明し、退院後は訪問看護利用となった。
- ・移動中に交通事故に遭遇したと連絡があり、すぐに駆け付けた。その後駆け付けた父親と役割分担し、搬送先の病院へ付き添った。3か月間の入院を経て、退院後は、家事援助に加え身体介護の支援を受けている。

### ②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

#### 現状

- ・ショートステイ利用への結び付けが難しい。
- ・日中活動の場と離れていると、通勤や通所が困難になる。
- ・日中支援型のショートステイは数に限りがあるうえに、予約が埋まっており新規利用を受けることが難しいため、このような状況では緊急ショートの場合が確保できない。

#### 取組

- ・親亡き後に備え、ショートステイの見学や体験利用を本人に勧めた際、親が「親が亡くなったら」という発言を繰り返してしまい、本人の不安を仰ぎ、不穏になった人が2名いた。
- ・登録の要否協議はコアメンバー会議で行い、地域部会全大会で年1回、進捗状況を報告している。

## 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（東区）

### ①相談、緊急時の受け入れ・対応

#### 現状

- 東区は医療・福祉資源が比較的集積しており関係機関連携が図りやすい一方で、坂や山間部が多い地理的特性から緊急対応に時間を要し、加えて夜間・休日の受入体制に限られることが地域課題となっている。

#### 取組

- 平時より関係機関との連携強化、手順の統一、緊急時の事前確認を計画的に進め、短期入所事業所とも継続的に情報共有を図っている。その結果、利用者の状況把握から初動判断、関係機関との調整まで円滑な対応が可能となり、緊急時も迅速かつ的確な支援が可能な体制が整いつつある。役割分担や情報伝達も明確となり、安定した支援実施に寄与している。

#### 主な事例

- 「親なき後」への不安を抱える母（88歳・要支援1）から相談があり、退職直後の息子（65歳）に事前登録申請書の聞き取り・記入支援、区内ショートステイ見学、隣接区の福祉サービス付き福祉住宅の見学とB型作業所体験を実施。息子が入居に対して前向きとなったため、受給者証申請と診断書取得に同行し、最終的に福祉サービス付き福祉住宅の入居と同日からのB型作業所通所が決定し、本事業を終結した。

### ②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

#### 現状

- 東区の地域生活支援拠点事業は、市の制度的支援に加え、地域資源の蓄積や多機関連携の実績を背景に、連携体制を構築しやすい強みを有している。一方で、拠点機能の地域への浸透や情報共有の仕組みづくりには課題が残る。このため、緊急時の混乱防止に向けて事前の手順確認や役割整理を進めるとともに、短期入所事業所とは平時から継続的に情報共有を行い、連携強化に努めている。

#### 取組

- 障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、複数の機能を組み合わせた総合的な支援体制を整備している。主な取組として、本人や家族の不安に寄り添い、必要なサービスへとつなぐ相談支援の充実、急な支援ニーズに対応する緊急時受入体制の整備、将来の自立を見据えた生活体験の提供、支援の質を高める専門人材の育成、地域で支え合うためのネットワーク強化が挙げられる。さらに、地域住民への理解促進や関係機関との情報共有体制の強化にも取り組み、誰もが参加しやすい地域づくりを進めている。これらの取組により、地域の支援力向上や生活選択肢の拡大、事業所間連携の促進が期待される。

# 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（南区）

## ① 相談、緊急時の受け入れ・対応

### 現状

- 対象者、家族、支援者などからの相談を受け、平時から緊急対応についての備えを検討していく。
- 利用中のサービス事業所と連携を取りながら、緊急時に自宅で過ごせる場合、過ごせない場合など検討し、自宅で過ごせない場合には短期入所の利用へと繋げていく。
- 緊急受け入れ可能な事業所が少ないため、日頃より定期的な利用を進めることが難しい（送迎対応不可、障害特性等）。
- 南区では短期入所の新規事業所が増えないため、他区の事業所へ頼らざるを得ない状況となっている。また、他区の短期入所やグループホーム等の場合、見学や利用の際、本人や高齢家族だけでは対応できず、支援にもつながりにくい場合拠点事業で対応できない状況になっている。

### 取組

- 既存のサービス事業所と情報共有を行い、緊急の場合、どこまで支援が可能かを確認しておく。
- 緊急時に日頃から想定した対応ができるように、本人自身が連絡を取れるように練習する。
- 家族や親族で緊急対応が可能かを確認してもらい、同居家族以外での対応を確認しておく。この取組で同居以外の人で緊急時の支援確認ができた。
- 地域包括支援センターや地域住民との連携により、世帯で支える支援体制を目指し取り組んでいる。
- 他区の相談支援事業所から相談があった場合、該当区の基幹や委託、拠点とともに協力し調整を図った。
- 登録の有無にかかわらず、支援調整が必要な場合は基本情報、アセスメントをとり資料を作成し、本人の同意のもと関係機関と共有することで支援の受け入れがスムーズとなった。

## 主な事例

- 身体障害者（50代男性）同居している母親の緊急入院の連絡が母親のケアマネより入り、事前に繋いでいた訪問介護事業所に緊急で支援に入ってもらうことができた。また、環境の変化を最小限にとどめるため住み慣れた場所で過ごせるように調整し、かつ本人の不安軽減のため、拠点担当の連絡先を本人携帯へ登録し、24時間対応ができるように配慮した。
- 精神障害（40代男性）長期間にわたる引きこもりの状態。緊急に備えて他者とかかわりを作るため、自宅への定期訪問と外出同行を行なうことで社会との繋がりのきっかけを作っている。
- 精神障害（40代女性）高齢の両親と同世帯。地域包括と連携し、両親は介護保険、本人は障害福祉サービスや訪問看護の利用へ結び付けた。また、世帯では金銭トラブルもあり、くらしサポートセンターへつなげ、世帯単位での支援体制を整えた。

## ② 地域の体制づくり（連携体制の構築等）

### 現状

- 南区にある5箇所の地域包括支援センターとの連携を継続し、世帯を支える繋がりがある。
- 8050問題、親亡き後などの障害、高齢の共通課題が関係機関との連携から現時点では拠点登録に結び付きにくいケースに対しても、気軽に相談を受ける関係性と協力体制が出来つつある。
- 南区内の障害関係の受け皿や相談支援体制が不足している。

### 取組

- 重層的支援会議やケアマネネットワーク会議などにも参加し、地域や関係機関等の連携体制構築に取り組んでいる。
- 地域包括、ケアマネ、医療機関、高齢家族など地域とのつながりを持つことで、拠点登録でなくても相談できることを知ってもらう機会が増えた。

## 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（西区）

### ① 相談、緊急時の受け入れ・対応

#### 現状

- ・ 常時、事前登録者の情報を確認できるようタブレットで情報管理している。
- ・ 緊急時対応は複数名で対応できる体制がある。
- ・ 家族や支援者の意見や希望に基づき、緊急時対応の役割を明確にしている。
- ・ 事前登録者や家族が安心でき、その人の障害特性にあった緊急受入れ先の場を見つけていく事が課題となっている。

#### 取組

- ・ 必要な人には民生委員や住居の大家等にも支援の協力や理解を得ており、支援体制の充実に繋がっている。
- ・ 緊急時以外の日常的な支援についても、担当の相談支援専門員と連携し対応することで、事前登録者や支援者の安心感につながっている。

#### 主な事例

- ・ イライラや不安感の訴えに対し、傾聴や助言を行うことにより事前登録者の精神的安定をサポートできた。
- ・ 家族の体調不良や精神的不安定な状況への対応について相談があり、助言により事前登録者の不安を解消した。
- ・ 同居家族の緊急入院時に、事前登録者が安心して在宅生活を継続するために、不安の解消、買物や金融機関への同行、支援者との密な情報共有や連携を行い、事前登録者は安心して在宅生活を継続できた。

### ② 地域の体制づくり（連携体制の構築等）

#### 現状

- ・ 基幹センターの職員と共に、障害福祉サービス事業所、区社協、民生委員、地域包括支援センター等との研修会や事例検討会、ネットワーク会議等を通じて、地域における障害者支援体制構築の基盤づくりを行っている。

#### 取組

- ・ 事前登録者の担当相談支援専門員との連携により、緊急時に備えた平時の取組み（定期的な短期入所利用、緊急時に必要な持ち物の準備、移動手手段の確認等）を促している。
- ・ 短期入所の利用(体験の機会・場の提供)を促し、利用した経験が事前登録者や家族の安心感に繋がっている。
- ・ 事前登録に伴う支援を通じて、担当の相談支援専門員に対するバックアップを行っている。
- ・ 事前登録後は、多角的なアセスメントを実施し、事前登録者の不安や課題の整理を行いながら、その方を取り巻く支援チームを形成している。
- ・ 様々な支援機関の活用や計画相談支援の導入を行うこと等により、事前登録者の不安解消ができ、本事業の終了を選択されるケースがあった。
- ・ 施設入所や支援体制の構築につながった結果、事前登録を終了する方が歴年で増えてきているため、次年度は改めて事業の周知活動を行う。

## 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（安佐南区）

### ① 相談、緊急時の受け入れ・対応

#### 現状

- ・ 安佐南区の特徴として、全員に計画相談がついているため、計画相談と拠点コーディネーターの相談支援が重なることがメリットであり、重層的な相談支援体制が構築しやすい。
- ・ 単身者、精神障害者の登録、計画相談がつかない拠点の登録者はいない状況。「短期入所における緊急受入れ」の必要性や「医療機関への連絡等の必要な対応」について、本人の能力の検討や医療機関や日中の支援者との連携を十分に行いつつ、セーフティネットとして登録を承認するかどうかが焦点になると考えている。

#### 取組

- ・ 区内での基幹相談、委託相談、特定相談支援事業所との連携に加えて、昨年度から重層的支援体制整備事業との情報交換もできており、地域の相談支援体制づくりの一助になっている。
- ・ ケースを通した横の連携を行えるよう、拠点事業の意味や重要性について共通認識を支援チーム内に理解してもらえるようにできつつある。

#### 主な事例

- ・ 重症心身障害の30代女性。母と妹で同居しており、母が持病により緊急搬送され、妹が付き添った。搬送先の病院で妹から拠点コーディネーターに連絡あり。日中の支援者である特定相談支援事業所と連携し、特定相談支援事業所が通所先の延長依頼をし、その間に緊急短期入所の受け入れを調整した。
- ・ 知的、身体障害の50代女性。父と姉で同居しており、父が入院先で夜間に亡くなり、1時間後に姉から拠点コーディネーターに連絡が入った。夜間は姉と過ごせたが、拠点コーディネーターが翌朝の通所時間を早めに調整し、その後、特定相談支援事業所へ報告した。

- ・ 知的障害の50代女性。母と兄で同居しており、母が翌日緊急入院することが急遽決まり、特定相談支援事業所から拠点コーディネーターへ連絡が入り連絡した。日中の支援者である特定相談支援事業所が短期入所事業所を調整し、契約中の短期入所事業所に定員超過により緊急短期入所にて受け入れを行った。
- ・ 知的障害の50代女性。母と同居しており、母が骨折により金曜日に緊急搬送された。当日は通所後帰宅し、同居以外の親族が一時対応するも、金曜日から3日間は自宅で過ごした。月曜日から契約中の短期入所を利用し、現在は別の短期入所を契約し利用中。

### ② 地域の体制づくり（連携体制の構築等）

#### 現状

- ・ 具体的な事例や相談を通じて、今後も周知していく。
- ・ 拠点事業は地域ネットワーク形成と同時にセーフティネットの最後となる。この二つの関係から情報が入るのが最後になってしまうことで地域の体制整備をする上で困難になるため、各事業所に対して事業の概要だけでなく、面的整備となるよう地道に丁寧に周知していきたい。

#### 取組

- ・ 昨年度は計画相談がついていない未登録者へのアプローチが課題であったが、新規相談を待つだけでなく、相談支援事業所へ訪問等にて案件に近い対象者がいるか直に確認を行っている。事業所側からのピックアップや具体事例を基に相談でき、事業のイメージもしやすくなったという声をもらっている。
- ・ 今年度は入所施設の短期入所事業所の緊急受け入れ、緊急に準じる受け入れがあった。在宅支援における拠点事業の理解をケースを通して本人・家族・支援チーム関係者全員の理解が深まった。緊急事態により受け入れた事業所からは、緊急時受け入れの手順についても理解・協力が得られている。

## 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（安佐北区）

### ①相談、緊急時の受け入れ・対応

#### 現状

- ・ ショートステイなどの社会資源が少ないため、公的サービスによる緊急時の対応が難しい可能性が高い。
- ・ 夜間、祝日は業務用携帯電話への自動転送とし、コーディネーター、基幹センター職員、特定相談の職員計5名でローテーションしているため、登録者の情報共有と対応方法に課題がある。

#### 取組

- ・ 知的障害の利用者のケースでは、家族の急変時を想定し、本人自身で助けを求められるように、定期的に電話をかける練習をしている。
- ・ 緊急時に訪問し自宅に入ることができるように、鍵の所在や解除方法について確認している。

#### 主な事例

- ・ 両親と暮らす精神・身体障害（人工骨頭置換術）の60歳代男性。ショートステイ併設のグループホーム(GH)を見学するが、本人は利用を拒否。認知症の母の担当者会議に参加した際に、本人が起き上がれなくなっていたため、急遽受診してもらうが、本人が年末年始は家で過ごしたいと話し入院を拒否。翌日、基幹センター長、コーディネーター、GHの代表者、管理者で訪問。入院を勧めるが結局拒否され、年末年始のショートステイの利用は了承される。年明けに受診され、医師より歩行すると人工骨頭の寛骨臼浸食を起こす可能性があるため、車いすでの生活を勧められる。本人も医師の説明を聞き、GHで暮らすことに同意され、GH入所が決まる。

### ②地域の体制づくり（連携体制の構築等）

#### 現状

- ・ 当法人が受託している地域包括支援センターと事務所が同じため、地域活動が把握でき、8050問題などで連携して支援することができる。
- ・ 区の面積は広く、社会資源が少ない状況にあり、特にヘルパー事業所では人手不足が顕著なため、過疎地に住む利用者へのヘルパー派遣が困難な状況となっている。

#### 取組

- ・ 12月の民生委員の改選に合わせて、安佐北区民生委員評議員会に参加し、今後は各地区の民生委員児童委員協議会で周知活動を行うことになった。
- ・ 地域包括支援センターから情報提供を得て、地区社会福祉協議会、見守りネットワーク会議で周知活動を行った。
- ・ 日中活動部会にて拠点事業の研修会を開催し、拠点事業の紹介、事例を通じた実際の事業活動の説明、グループワークを行った。

# 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（安芸区）

## ① 相談、緊急時の受け入れ・対応

### 現状

- 同法人内の短期入所の協力を得ることで、緊急時の受け入れ先の確保がしやすい。また、緊急時に向けた準備段階として練習の場の確保ができる。
- 他地区の事業所が協力的。
- 社会資源が少なく、公的サービスによる対応が緊急時、平常時ともに難しい。
- 障害特性に応じた場所の確保が難しく、行き場がない場合がある。

### 取組

- 熊野町、府中町、呉市の障害者支援施設、グループホームに協力を仰ぎ、平常時から関係づくりができるようにしている。
- 福祉サービスの利用者については、相談支援専門員の紹介を行っている。
- 必要な方には障害年金の申請に向けて専門家の紹介を行い、親亡き後の生活における不安軽減に努めている。

### 主な事例

- 身体・精神障害の60代女性。兄との二人暮らしであり、虐待・買い物依存・借金・宗教・健康面での課題があった。くらしサポ紹介（家計計画作成、返済計画など）、虐待通報、兄との話し合い、短期入所の場の確保、収入を得るため就労Bの紹介、栄養士との連携を行った。現在は兄を説得し、良好な関係を保つためグループホーム入居に向けて準備している。

## ② 地域の体制づくり（連携体制の構築等）

### 現状

- 安芸区外の市町との連携がしやすい（近隣の市町の関係機関が協力的に対応してくれる）
- 地域の居宅支援事業所のケアマネに拠点事業を把握してもらっており、8050問題の早期対応に繋がっている。
- 民生委員、児童委員さんが活発で支え合う地域づくりのベースがある。
- 地域で生活を支える社会資源が不足し、ヘルパー、相談支援専門員の確保ができない。
- 地域の繋がりが濃密な場所ほど、障害者の一人暮らしに対する近隣住民の理解を得ることが難しい。

### 取組

- 海田町にも基幹相談支援センターができたので、協働して研修やイベントを行うなどし、協力体制を整えている。
- 他市町との関係づくりを積極的に行っている（3区合同相談部会共催、海田・熊野・坂相談支援事業所等連絡会出席など）
- ケアマネ交流会や介護保険領域の方を講師に招いて勉強会を行い、8050問題の課題の抽出やスムーズな連携方法を模索している。
- 地域部会で障害者週間イベントを行った際、展示やチラシ配布による広報活動を行っている。
- 地域の医療機関や地域連携室と定期的に情報共有を行っている。

# 7 地域生活支援拠点等における支援の取組（佐伯区）

## ① 相談、緊急時の受け入れ・対応

### 現状

- ・利用者や高齢家族にとって、計画相談と合わせて拠点に登録することで緊急時の相談先が増え、安心感につながっている。
- ・計画相談や福祉サービスにつながっていない利用者、高齢家族にとっては、拠点が相談先となり安心感につながっている。
- ・福祉サービスの利用に消極的な家族や利用者もいる。

### 取組

- ・家族が抱え込んでしまい、これまで短期入所の利用には消極的だったが、拠点が関わることで緊急時や親亡き後を考えるきっかけとなり短期入所の利用に結び付いたケースがある。
- ・緊急時の支援は支援者間の役割の線引きが難しいので、日頃から支援者間で顔の見える関係性づくりに取り組み、支援者間の信頼関係や助け合いも大切にして地域生活の支援にあたっている。

### 主な事例

- ・知的障害の50代女性(区分3)。70代母と2人で暮らしており、本人はパート勤務している。これまで福祉サービスの利用はほとんどなく、将来の暮らしを考えるために短期入所の体験利用をすることとなった。初めて体験利用した日の夜に、母が転倒し骨折してしまった。これまでは母が迎えに行くことにしていたが、事前に短期入所先と自宅の公共交通機関を使う練習をしていたこともあり、翌朝本人は自力で帰宅できた。母は1週間の入院となったが、事前に話し合った緊急対応プランに則り、近所の人協力も受けながら自宅で過ごし、仕事にも行き、母の退院まで無事過ごせた。また、障害者就業・生活支援センターに連絡して勤務先とも連携し、本人の様子に変わりがないかみてもらった。今回の事例を振り返り、今後の本人の将来の暮らしを考えてくことにつながった。

## ② 地域の体制づくり（連携体制の構築等）

### 現状

- ・障害福祉サービス事業所、区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターと連携しながら、地域課題の掘り起こしを行い、地域の体制づくりに努めている。
- ・短期入所事業所を訪問して緊急時対応のお願いをして、拠点事業の理解や協力体制の基盤づくりを行っている。また、定期的に連絡をして、受入れ状況等の確認を行っている。
- ・地域からの情報が入ってきやすいようにするために、民生委員児童委員協議会の定例会に参加して広報をしている。
- ・強度行動障害の方が利用できる短期入所先が地域で見つからない。また、遠方の短期入所の利用となると送迎の問題がある。
- ・障害福祉サービス未利用など潜在的なニーズがあっても支援につながらない障害者の把握が難しい。

### 取組

- ・相談支援専門員からも拠点と連携して緊急時の支援にあたっていきたいという相談を受けている。
- ・担当者会議の中で、緊急対応プランの確認も併せて行いながら、緊急時や将来に対する家族や本人の希望や課題を支援者間でも共有している。
- ・親亡き後の心配事を抱える世帯は多くあるため、さらに周知を行う。障害福祉関係だけでなく、高齢分野や地域に対して広報を行い、利用者や高齢の家族が抱えている問題を共有して各機関と連携を図り、地域全体で支えるサービス提供体制の構築へつなげてきたい。

## 8 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

### 相談、緊急時の受け入れ・対応

- 障害福祉サービス未利用など支援に繋がっていない障害者等の把握に努め、事前登録や障害福祉サービスの利用といった繋がりをつくる等、支援の検討を行う。
- 事前登録した障害者等について、緊急事態にも円滑に支援できるよう、コーディネーターが支援機関と連携して障害者等の情報や緊急時の対応プランを共有し、また、障害者等に普段から施設の見学や体験利用の機会を提供する等、将来を見据え予防的に取り組む。

### 地域の体制づくり（連携体制の構築等）

- 地域住民や地域団体、介護施設や高齢者施設などの複数の関係機関に拠点等を周知するとともに、個別の取組の積み重ねにより構築される信頼関係を生かした連携体制を構築する。
- 区自立支援協議会地域部会において、地域の課題やニーズに関する意見交換を行い、地域の実情に即した支援体制づくりを進める。

### その他

- 拠点等の障害福祉サービスの報酬（加算）の整備

## 参考 障害者総合支援法（市町村の地域生活支援事業）

### ○法第 77 条第 3 項

市町村は、第 1 項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

- 一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの**相談に応じる**とともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第 1 項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との**連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業**
- 二 関係機関と協力して、地域生活障害者等に対し、地域における自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害福祉サービスの利用の体験又は居宅における自立した日常生活若しくは社会生活の体験の機会を提供する**とともに、これに伴う地域生活障害者等、障害児の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの**相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて関係機関との連携及び調整を行う事業**
- 三 前 2 号に掲げる事業のほか、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する**人材の育成及び確保**その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むために**必要な事業**

### ○法第 77 条第 4 項

市町村は、前項各号に掲げる事業を実施する場合には、これらの事業を効果的に実施するために、**地域生活支援拠点等**（これらの事業を実施するために必要な機能を有する拠点又は複数の関係機関が相互の有機的な連携の下でこれらの事業を実施する体制をいう。）を**整備**するものとする。